

証明書のコンビニ交付が始まりました

■利用時間 午前6時30分から午後11時
(メンテナンス日を除く)

マイナンバーカードを使って、全国のコンビニエンスストア内に設置されているマルチコピー機などで、夜間や休日にも住民票などの証明書の発行ができるサービスが、利用できるようになりました。

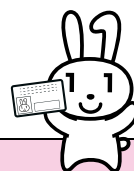
案内画面を見ながらタッチパネル操作で申請から交付までを自分で行うことができるため、申請書の記入も必要ありません。

■町内利用可能店舗

マルチコピー機が設置されているセブンイレブン、セイコーマート

※お住まいの市区町村に関わらず、全国のコンビニエンスストアなどで取得できます。

(端末を設置していないなどの理由により、一部ご利用いただけない店舗があります。)



コンビニ交付の操作手順

- 1 マルチコピー機で「行政サービス」を選択し、マイナンバーカードをセット
- 2 マルチコピー機に利用者証明用電子証明書の暗証番号(数字4桁)を入力
- 3 画面を操作して、必要な証明書と部数を選ぶ
- 4 マルチコピー機に手数料を投入する
- 5 証明書と領収書を受け取る

【コンビニ交付で取得できる証明書】

証明書の種類	手数料	利用できる方	その他
住民票の写し	1件 200円	別海町に住民登録がある方	- 本人や同一世帯員の分を取得可能 - 基本情報(住所、氏名、生年月日、性別)のほか、世帯主や続柄、本籍地、筆頭者、マイナンバーの記載が可能
印鑑登録証明書	1枚 300円	別海町で印鑑登録をしている方	- 本人分のみ取得可能 - 印鑑登録証は不要

【コンビニ交付で取得できない証明書の例】

- ・住民票コードを記載した住民票、住民票の除票
- ・記載事項証明書
- ・別海町に転出届を出してから転入届を出す前の方がいる世帯の住民票
- ・別海町に転出届を出してから転入届を出す前の方の印鑑登録証明書
- ・特別な事業により閲覧制限をしている方がいる世帯の住民票、印鑑登録証明書

【利用に必要なもの】 ①利用者証明用電子証明書付きのマイナンバーカード

②利用者証明用電子証明書の暗証番号(数字4桁)

③手数料

- 【注意事項】
- ・住民基本台帳カード、通知カード、印鑑登録証ではコンビニ交付は利用できません。
 - ・住所の異動や戸籍の届け出を行った場合、内容が反映されるまで数日かかります。
 - ・4桁の暗証番号を連続で3回間違えると利用できなくなります。その場合、役場での暗証番号の初期化、再設定の手続きが必要になります。
 - ・誤って証明書を取得した場合でも、返金や交換はできません。
 - ・手数料の免除や手数料支払い後の返金はできません。
 - ・ご自身でマルチコピー機を操作しますので、機械操作が不慣れな方や難しい方は従来どおり窓口での交付申請をお勧めします。

問合せ／戸籍年金担当 (内線1222～1225)

福祉入浴券の申請について

町内に在住し、条件に該当する方に福祉入浴券を交付します。希望される方は右記担当または各支所、各連絡事務所で申請してください。

また、令和5年4月から身体障害者手帳4級から6級の所持者も、新たに対象となりました。

■年間助成枚数 6枚

■助成条件

- ・65歳以上の高齢者
(令和5年度中に65歳を迎える方を含む)
- ・身体障害者手帳所持者 ・療育手帳所持者
- ・精神障害者保健福祉手帳所持者

問合せ／社会・障がい福祉担当 (内線1310)

巡回児童相談について

巡回児童相談とは、釧路児童相談所が児童の健全育成を図るため、遠距離にある地域を巡回し、児童に係る助言や指導などを行うものです。

■相談内容

- ・18歳未満の児童の心や体に関する相談
- ・学校や家庭での問題についての相談
- ・療育手帳などの判定
- ・その他児童に関する相談

■会場 町民保健センター

■申込み 相談実施日の1カ月前までに下記担当へご連絡ください。



問合せ／社会・障がい福祉担当（内線1311）

■日程

実施月日		相談時間
5月	29日(月)	午前10時30分から午後5時30分
	30日(火)	午前8時45分から午後3時45分
6月	19日(月)	午前10時30分から午後5時30分
	20日(火)	午前8時45分から午後3時45分
9月	19日(火)	午前10時30分から午後5時30分
	20日(水)	午前8時45分から午後3時45分
10月	10日(火)	午前10時30分から午後5時30分
	11日(水)	午前8時45分から午後3時45分
11月	20日(月)	午前11時から午後5時30分
	21日(火)	午前8時45分から午後3時15分
令和6年 1月	17日(水)	午前11時から午後5時30分
	18日(木)	午前8時45分から午後3時15分

別海町子ども発達支援センターからのお知らせ

子ども発達支援センターでは、子どもの健やかな成長のために、心身の発達に心配のある子どもや障がいのある児童とその保護者に対し、適切な支援やアドバイスを行います。

- ・ことばの遅れや発音が気になる
- ・運動が苦手、手先が不器用
- ・友だちとうまくコミュニケーションがとれない
- ・落ち着きがない、こだわりが強い など

子育てに不安を感じたり、子どもの発達で気になる事がありましたら、気軽に何でもご相談ください。

また、北海道立旭川子ども総合療育センターから専門職員（医師、作業療法士など）の派遣を受け、年数回、地域療育支援を実施しています。希望される方は事前にご相談ください。

相談先

別海町子ども発達支援センター

別海町別海常盤町280番地

（児童デイサービスセンターにこっと内）

TEL75-1929 FAX74-8685

※個別療育中や訪問などにより電話に出られない場合があります。

Eメール betsukai-day@dofukuji.or.jp

■開所日 月曜日から金曜日

（祝日、年末年始などを除く）

■開所時間 午前8時45分から午後5時30分

※FAX番号とEメールアドレスが変わりましたので、相談の際にはご注意ください。

心身障害者一般巡回 相談について

北海道立心身障害者総合相談所では、18歳以上の方を対象にした一般巡回相談を行っています。

詳しくは下記担当までお問い合わせください。

【巡回日程】

- ・中標津町 6月20日(火)、21日(水)
- ・根室市 6月22日(木)

【主な相談内容】

補装具の処方や適合判定、療育手帳の新規や再判定

問合せ／社会・障がい福祉担当（内線1311）

福祉牛乳の配布について

福祉牛乳の配布対象者は次のとおりです。

配布を希望される方は、下記担当または各支所、各連絡事務所で申請してください。

現在受給している方の申請手続きは不要です。

対象者

- ①高齢者 満70歳以上の方
- ②妊産婦 妊娠6カ月に入った月初めから、出産した日の翌日から1年を経過する日の月末まで
- ③幼児 満1歳になる月の翌月から義務教育開始前の3月末まで
- ④身体障害者手帳1級から3級の所持者
- ⑤療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者
- ⑥生活保護世帯 生活保護廃止となる月の末日まで
- ⑦ひとり親世帯 母親または父親と義務教育終了前の児童

問合せ／社会・障がい福祉担当（内線1312）